

(設置)

第1条 市民のスポーツの振興を図るため、スポーツその他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市京北運動公園

位置 京都市右京区京北比賀江町院谷21番地の1

(事業)

第2条 京都市京北運動公園（以下「運動公園」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) スポーツのための施設の提供
- (2) スポーツの競技会、講習会等のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(指定管理者による管理)

第3条 運動公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 運動公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務
(供用時間及び供用しない日)

第4条 野球場兼運動場、テニスコート及び会議室の供用時間並びにこれらの施設を供用しない日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

供用時間 午前8時30分から午後10時30分まで

供用しない日 1月1日から同月5日まで及び12月27日から同月31日まで

(利用の許可)

第5条 野球場兼運動場、テニスコート、会議室及び構内地を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、運動公園の利用を制限し、

又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(利用料金等)

第7条 野球場兼運動場、テニスコート及び構内地の利用の許可を受けたものは、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 野球場兼運動場及びテニスコートに係る利用料金は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第4条ただし書の規定に基づく供用時間の変更により、同条に掲げる供用時間を超えて野球場兼運動場又はテニスコートを利用する場合の利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 構内地に係る利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5 第1項の許可を受けたものは、電気又は水道を特別に利用したときは、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第10条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第12条 利用者は、運動公園の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに

原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第122号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市京北運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市京北運動公園の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市京北運動公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市京北運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

| | |
|--------|---------|
| 第4条 | 第5条 |
| 第9条第1項 | 第10条第1項 |

附 則（平成31年3月28日条例第73号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市京北運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市京北運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月30日条例第54号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の京都市京北運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市京北運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

| 区分 | 単位 | 利用料金 | | | |
|---------|--------------|----------|----------|------------|----------|
| | | 昼間 | | 夜間 | |
| | | ア | イ | ア | イ |
| 野球場兼運動場 | 1時間 | 円 780 | 円 520 | 円 1,090 | 円 730 |
| テニスコート | 1面につき 1時間 | 780 | 520 | 780 | 520 |
| 付属設備 | 別に定める。 | | | | |

備考

1 「昼間」とは午前8時30分から午後5時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後

10時30分までをいう。

2 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

3 野球場兼運動場又はテニスコートを運動競技場以外の目的に利用する場合における利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額の2倍に相当する額とする。

4 野球場兼運動場又はテニスコートの利用者が入場料（利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額（3の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額。以下この備考において同じ。）を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

別表第2（第7条関係）

| 区分 | 単位 | 利用料金 | |
|---------|----------|-------|-------|
| | | ア | イ |
| 野球場兼運動場 | 1時間 | 円 | 円 |
| | | 3,270 | 2,190 |
| テニスコート | 1面につき1時間 | 2,340 | 1,560 |

備考1 ア欄は日曜日等に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

2 超える時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、30分以上を1時間とし、30分未満は、これを切り捨てる。

別表第3（第7条関係）

| 区分 | 単位 | 利用料金 |
|---------------------------|--------------|------------|
| 売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業 | 1平方メートルにつき1日 | 円 1,560 |

| | | |
|----------|---------|-------|
| 立ち売り又は行商 | 1人につき1日 | 3,450 |
| 広告その他 | 別に定める。 | |